|  |
| --- |
| 別表Ⅰ－Ａ２　学校教育教員養成課程　履修基準(2)　卒業に必要な教員免許状資格　 |
|  |  |  |  |  |  |
| 卒業に必要な教員免許状資格 |  |  |  |
| 専　　攻 | 専　　修 | 取得しなければならない教員免許状資格 |
|  発達教育学専攻 |  教育実践学 | 　小 学 校 一 種  |  |  |
|  教育心理学 | 　小 学 校 一 種  |  |  |
|  幼児教育 | 　幼 稚 園 一 種  |  |  |
| 初等学習開発学専攻 | 　小 学 校 一 種 |  |  |
| 養護教育専攻 | 　養　護　一　種 |  |  |
|  特別支援教育専攻 | 　特　別　支　援 | と | 小 学 校 二 種  |
| 　学　校　一　種 |
|  教科教育学専攻 | 国語・社会科・数学・ | 　小 学 校 一 種  | 又は | 中 学 校 一 種 ※1 |
| 理科・音楽・美術・ |
| 保健体育・技術・ |
| 家庭科・英語 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※1 | 教科教育学専攻の学生は所属する専修に応じた教科の中学校教員免許状の取得に必要な単位を修得すること。 |
| (注1) | 本表は学校教育教員養成課程の各専攻専修に定められた卒業に必要な教員免許状資格の一覧である。 |
| (注2） | 卒業に必要な教員免許状資格に係る教員免許状のことを「基幹免許状」と称し、基幹免許状以外に取得希望の教員免許状のことを「発展免許状」と称する。 |
| (注3) | 教員免許状の要件については、別表Ⅰ−Ｆ「教員免許状取得のための必要単位表」を参照。 |
| (注4) | 小学校、中学校の教員免許状資格が卒業要件である場合、介護等体験も卒業にあたり必要となる。免除の特例に該当する学生は、担当窓口において所定の手続きを行うこと。 |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |